

令和8年第1回定例会健康福祉委員会会議録

令和8年3月13日  
午後1時15分～午後2時20分  
全員協議会室

- |     |           |            |
|-----|-----------|------------|
| 出席者 | 久米原孝子 委員長 | 山崎 孝一 副委員長 |
|     | 山宮留美子 委員  | 石嶋 照幸 委員   |
|     | 後藤 光秀 委員  | 後藤 敦志 委員   |
|     | 寺田 寿夫 委員  | 鴻巣 義則 委員   |
- 
- |        |                         |                         |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 執行部説明員 | 市長 萩原 勇                 | 福祉部長 荒槇 由美              |
|        | 健康スポーツ部長 足立 典生          | 福祉部次長兼保育課長 篠塚 寿也        |
|        | 健康スポーツ部次長 飯田 啓司         | 福祉総務課長 山崎 正尚            |
|        | こども家庭センター課長 蔭山 大三       | こども家庭センター課長 海老原雅男       |
|        | 障がい福祉課長 鴻巣 倫子           | こども発達センターつばみ課長兼課長 唯根 敦美 |
|        | 保護課長 松本 博実              | 健康増進課長 大久保雅人            |
|        | 医療対策課長 飯倉 基彰            | 介護保険課長 重田 正光            |
|        | 保険年金課長 沼尻 正宏            | スポーツ推進課長 昇 一信           |
|        | こども家庭センター課長補佐 木村 久美（書記） |                         |
- 
- |     |            |
|-----|------------|
| 事務局 | 課長補佐 深沢伸一郎 |
|-----|------------|
- 
- 議 題
- |        |  |
|--------|--|
| 議案第10号 | 龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 議案第11号 | 龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について                |
| 議案第12号 | 龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について                     |
| 議案第13号 | 龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第14号 | 龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第15号 | 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例について                  |
| 議案第16号 | 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について         |
| 議案第18号 | 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                    |
| 議案第19号 | 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について                       |
| 議案第27号 | 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）の所管事項                   |
| 議案第28号 | 令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）                 |
| 議案第29号 | 令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）                   |
| 議案第30号 | 令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第4号）                 |

議案第31号 令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

## ○久米原委員長

皆様こんにちは。開会前に申し上げます。本日傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

## ○久米原委員長

傍聴者の方に申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。本日の委員会はYouTubeでのライブ配信を行いますので、ご承知おきくださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託をされました議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第27号の所管事項、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号の14案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り、簡潔明瞭をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第10号 龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

## ○足立健康スポーツ部長

議案書22ページです。

議案第10号 龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正条例についてです。

旧長戸小学校体育館については、現在長戸コミュニティセンターの新規工事とあわせて改修工事を行い、令和8年度の4月からはコミュニティセンターの一部として運用を開始する予定です。その後、令和9年4月からは名称を長戸体育館とし、コミュニティ施設からスポーツ施設へ所管替えを行うため、条例の一部改正を行うものであります。

利用料金は、龍ヶ崎市使用料手数料等の設定基準に基づいて算定し、設定をしております。また、同規模施設である高砂体育館及び北文間体育館の利用料金においては、物価高騰等の影響による管理運営経費が増加している中、今般新たに設定する長戸体育館と均衡を図るとともに、施設管理の適正化を図るため、現行の利用料金を改定するものでございます。

なお、改正する条例は、附則において令和9年4月1日から試行することとしております。ただし、高砂体育館及び北文間体育館については、周知期間を設け、令和8年10月1日からの施行としております。

説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## ○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

## ○山宮委員

1点だけお聞きいたします。

今現在、高砂体育館、北文間体育館の利用者数っていうのは大体どれぐらいなんでしょうか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

はい、お答えします。

令和6年度利用件数で説明させていただきます。

件数にしますと、高砂体育館の方が1,193件、利用者数は1万1,204人、1件当たりの平均が9名です。北文間体育館が件数にしますと1,036件、利用者数が10,045人、1件当たりの平均人数が10名となっています。

以上です。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

はい、ありがとうございました。

大体どのようなスポーツのために利用される方が多いんでしょうか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

スポーツについては、バスケット、バレーボール、卓球、フットサル、こういった競技が多いです。

あと65歳以上の利用者と小学生以下の利用者、こちらの方が多く構成となっております。

以上です。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

65歳以上の方と小学生の利用が多いということなんですが、北文間があって、高砂があって、アリーナがあって、今度長戸ができるってなると、やはり全市の中で、あらゆる場所で、スポーツがやりやすくなるんだろうなというふうに思います。

皆さんが使いやすくなるようにこれからも取組をお願いいたします。ありがとうございます。

○久米原委員長

ほかにありませんか。

[なし]

○久米原委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第10号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第11号 龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

**○足立健康スポーツ部長**

議案書25ページです。

議案第11号 龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてです。

今回の改正は、国の令和7年度税制改正に伴い、茨城県の条例準則等が一部改正されたため、本市の条例もそれに合わせて改正するものでございます。

今回の改正は、主に2点あります。

第5条、医療福祉費の支給制限が該当をしております。まず1点目は、令和7年度税制改正で新設された特定親族特別控除に対応し、マル福のうち、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等の所得認定にこの控除を追加いたします。具体には施行規則で定めるため、条例は規則で定めると整理をしております。

2点目は、医療福祉費の支給制限規定で引用している国の法令の内容について、県の条例準則等の改正に合わせ、本市も条例の記載を見直し、条例や規則で定めるものとするものです。

このほか、第3条、第4条では、一部文言の整理を行っておりますが、これも県の改正に合わせたものでございます。

現行の茨城県マル福利用者が適用除外になることはなく、また、市独自の小児マル福利用者にも影響はございません。

改正する条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

**○久米原委員長**

別がないようですので採決いたします。

議案第11号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第12号 龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、議案第13号 龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第14号 龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての3案件につきましては、内容が関連しておりますので、一括して説明を受け、質疑を行い、採決は別々に行いたいと思います。

それでは、執行部から説明願います。

荒楨部長。

**○荒楨福祉部長**

議案書30ページをお願いいたします。

議案第12号 龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてです

本条例は、龍ヶ崎市立保育所の設置に関して、保育所の名称、位置、定員など必要な事項を定めるものでございます。

今般の改正は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するに当たりまして、令和8年2月から八原保育所において、先行的に児童福祉法に基づく事業として実施しておりますが、令和8年4月からは、子ども・子育て支援法に基づく事業として実施することから、第3条において必要な改正を行うほか、新たに乳児等支援給付費、いわゆる運営費の支給対象施設となるために必要な利用定員を定めるものとなります。

なお、八原保育所では、通常の保育定員に空きがあった場合に利用できる余裕活用型での実施となるため、こども誰でも通園制度の利用定員を9人とし、既存の保育定員144人の内数として実施する予定としております。

施行日につきましては、子ども・子育て支援法における当該給付制度の開始日となる令和8年4月1日としております。

続きまして、議案書32ページをお願いします。

議案第13号 龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

乳児等通園支援事業は、民間事業者が実施する場合、市から認可を受けることが必要となっており、本条例はその認可を行うに当たり、適当か否かを判断する拠り所となる設備及び運営の基準を定めるものです。

今般の改正は、本条例が従うべきまたは参酌すべき基準である内閣府令が改正されたことに伴い改正するもので、主な内容といたしましては、条例内で用いられる乳児等通園支援事業者を乳児等通園支援事業所に改めるといった用語を整理するものとなっております。その他、本市への直接的な影響はありませんが、離島その他の地域において行われる特例保育を行う事業所が当該事業を円滑に行えるよう、設備の基準や職員についての規定を適用しないとする改正を行っております。

施行日につきましては、令和8年4月1日としております。

続きまして、議案第14号になります。

議案書35ページをお願いいたします。

議案第14号 龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例は、乳児等通園支援事業について認可を受けた民間事業者や公立施設に対し、市が乳児等支援給付費の支給対象施設であることの確認を行うに当たりまして、その事業内容などが適当か否かを判断する拠り所となる運営の基準を定めたものです。

今般の改正は、本条例が従うべきまたは参酌すべき基準である内閣府令が修正されたことに伴い改めるもので、内容といたしましては、第3条において規定する当該事業における利用定員の設定に関しまして、年齢区分ごとに利用定員を定めるものから、年齢に関係なく総数として利用定員を定めるものに改められたほか、条例内で用いられている用語の一部が改正されたことに伴い、本条例において同様の改正を行うものとなります。

施行日につきましては、公布の日からとなります。

説明につきましては以上です。

#### ○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

いろいろ準備ありがとうございます。

定員が144名で、利用定員が9名っていうことで、っていうことは、通常、常に保育園で預かる子は135人という枠の中で募集をして、9名に関しては、誰でも通園のためにいつも空けておくっていうことなんですか。

○久米原委員長

篠塚福祉部次長兼保育課長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

利用定員の中で、今回のこども誰でも通園制度が9名ということで枠をとっているんですけども、通常保育を必要なお子さんが増えた場合には、こども誰でも通園制度の9人の枠は減らした形で、通常の保育を優先していくような形での運用を予定しております。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

その場合、通常保育が目いっぱいになっちゃった場合には誰でも通園制度は利用できなくなっちゃうんでしょうか。

○久米原委員長

篠塚福祉部次長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

はい、その場合には八原保育所での利用の方はできなくなりますけれども、民間の施設の方では、一般型といひまして、通常の保育とは別枠で定員を確保している施設がございますので、そちらをご案内していくような形になります。

以上です。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

はい、ありがとうございます。

令和8年2月から先行的に実施っていうふうに、先ほど部長がお話しされてましたけれども、この実施に対して利用されてる方っていうのはいらっしゃるんでしょうか。

○久米原委員長

篠塚福祉部次長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

はい、先行的に実施している、2月の状況をお話させていただきます。

まず、利用の認定といいますか、登録をしている方は5名いらっしゃいます。実際の利用につきましては、お一人の方が、時間数として10時間ご利用いただきました。

また、3月なんですけれども今月も予約を含めまして3名の方にご予約をいただいております。時間数の方も延べ22時間のご予約をいただいているというような状況です。

以上です。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

ありがとうございます。

誰でも通園制度を利用されてる方でこれから通常保育の方に申し込んでいらっしゃるようなお父さんはいらっしゃいますか。

○久米原委員長

篠塚福祉部次長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

はい、今回登録いただいているお子さんというのは、ほとんどが4月から八原保育所の利用が内定しているお子さんとして、皆さん1日も早くなれてほしいということで、慣らし保育のような使い方、今、お使いいただいているような状況です。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

はい、ありがとうございます。

本当に先生方も、また職員の皆さんもご苦労が多いかと思えますけれども定着していただけるように今後もよろしくお願いします。

○久米原委員長

他にありませんか。

〔なし〕

○久米原委員長

別がないようですので採決いたします。

採決は別々に行います。

初めに、議案第12号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第14号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第15号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

議案書39ページです。

議案第15号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例についてです。

今回の改正は、健康診査に係る自己負担額の見直しです。

本市の40歳から74歳までの市民を対象とした特定健康診査につきましては、これまで受診勧奨通知の送付や個別の働きかけなどに取り組んできたところですが、受診率は県内

市町村の中でも低い状況にあり、受診者数の向上が課題となっております。

一方で、健診に係る委託料の値上げをはじめ、健診の実施に要する経費は増加をしております。

こうした状況を踏まえつつも、生活習慣病の早期発見、重症化予防を進める観点から特定健康診査及び18歳から39歳を対象とする生活習慣病健康診査を含め、自己負担金を1,500円から1,000円に引き下げ、受診率の向上と保健事業の推進につなげてまいりたいと考えております。

改正する条例は、附則において令和8年4月1日から施行することとしております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

**○久米原委員長**

別にないようですので採決いたします。

議案第15号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第16号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

**○足立健康スポーツ部長**

議案書41ページ、議案第16号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例の一部を改正する条例についてです。

今回の改正は、健康診査等の無料対象年齢の見直しです。

特定健康診査等において、これまで無料対象年齢である41歳を40歳に、51歳を50歳にそれぞれ変更し、初回対象年齢及び節の年齢における受診機会を創出し、継続的な健康受診に繋げていくものです。

なお、令和8年度については経過措置として、41歳及び51歳の方も無料対象とするものです。

また、胃がん及び大腸がんは近年発症年齢が高くなってきている状況を踏まえ、胃がん及び大腸がん検診における無料対象年齢をこれまでの40歳から発症が高くなっていく世代である50歳に変更し、受診機会を創出し継続的な健康受診及びがんの早期発見・早期治療に繋げていくものでございます。

あわせて乳がんについても、本市が全国を標準とした死亡比より高い状況であることに鑑み、新たに乳がんに関するマンモグラフィ1方向検診の初回対象年齢である50歳を無料にするものです。

改正する条例は、附則において令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

〔なし〕

**○久米原委員長**

別がないようですので採決いたします。

議案第16号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第18号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

**○足立健康スポーツ部長**

議案書44ページです。

議案第18号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

今回の改正は、国の子ども・子育て支援法の制定に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容です。

国民健康保険税条例の区分に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を追加し、所得割、被保険者均等割、18歳以上被保険者均等割の税率等を設定するとともに、国が示した金額に合わせて、賦課限度額を設定するものでございます。

既存の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の税率は現行のまま据え置くとしております。

56ページ、別表第4で、子ども・子育て支援納付金課税額の税率を規定し、第2条第5項で限度額を3万とし、58ページ、別表第8で、子ども・子育て支援納付金課税額の減額を規定しております。

なお、課税の考え方や税率等に関しましては、1月22日の市議会全員協議会において事前に説明をさせていただいたところでございます。

そのほか、子ども・子育て支援納付金課税額追加に伴う条項番号のずれなどを訂正しております。

なお、改正する条例は附則において令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山崎委員。

**○山崎委員**

この条例ですが、子ども・子育て支援の納付金額等が追加されましたが、その経緯と当市における加入者数、こちらの方を教えてくださいませんか。

**○久米原委員長**

沼尻保険年金課長。

**○沼尻保険年金課長**

お答えいたします。

改めてこの支援金の導入経緯をご説明申し上げます。

そもそもの発端は、国の少子化の危機感です。国最大の危機ということで、国の方で

は、若年人口が急減する2030年代までが、これを反転させるラストチャンスと捉えております。

この度、政府の方は、2023年12月にこども未来戦略の加速化プランを策定いたしまして、総額3.6兆円規模の子ども・子育て支援の拡充を決定いたしました。これの財源が、この支援金になります。

これが充てられる事業なんですけど、子ども・子育て支援法に規定はされているんですけども、児童手当の拡充ですとか、育児休業給付の拡充、こども誰でも通園制度等に充てられる予定としております。

もう1点ですね、なぜ支援金が税ではなく社会保険制度なのかということをご説明いたします。

もともと行政サービスは税がメインの財源ではありますが、ただし、医療、介護、年金等の社会保障分野では、税と社会保険料が組み合わさっております。この子育て支援も同じでして、現在の児童手当ですとか、育児休業給付も税に加えて企業の拠出金や社会保険料で賄っております。子育て支援全般についても同じ考えでして、将来社会を迎える世代を支えるということで、この支援金についても税ではなくて、企業を含めた社会経済の参加者全員で税よりも幅広い裾野で支えるという考え方でございます。

2点目でございます。

国民健康保険の加入者数でございますが、直近の数字を申し上げますと、本年1月末時点で、国保の加入者数が1万4,520人です。参考で申し上げますが、世帯数の方は1万147世帯となります。

以上です。

#### ○久米原委員長

山崎委員。

#### ○山崎委員

はい、経緯と加入者よく分かりました。この件に関して、引き続きもう1点ほどお願いしたいんですが、先ほど足立部長の方から、この条例について、56ページの別表第4、子ども・子育て支援納付金額税率ってということで、例えば令和7年度におきまして、事例としてなんですけども、国保の納税額が80万の方がいたとします。それで、この条例に追加された子ども・子育て支援納付金が増加された場合、どのくらいの増加が見込まれるのか、ちょっと教えていただけますか。

#### ○久米原委員長

沼尻保険年金課長。

#### ○沼尻保険年金課長

お答えいたします。

大まかな試算になりますけども、大体、子ども・子育て支援金は保険税全体の2%から3%相当と見込んでおりますので、もし2%とした場合は、令和7年度が80万としますと年間で1万6,000円ほど、3%とすると2万4,000円ということになりますので、ざっくりした試算でありますけども、令和7年度が80万の税額だとすると、恐らく2万円前半になるんじゃないかと想定されます。

以上です。

#### ○久米原委員長

山崎委員。

**○山崎委員**

的確なご答弁ありがとうございます。

大体、令和7年度80万だとすると2～3%の額で加算されるということで、よく分かりました。ありがとうございました。

以上でございます。

**○久米原委員長**

ほかにありませんか。

〔なし〕

**○久米原委員長**

別がないようですので、採決いたします。

議案第18号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第19号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

**○足立健康スポーツ部長**

議案書59ページです。

議案第19号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例についてです。

今回の改正は、令和7年度の税制改正に伴い、介護保険法施行令の一部改正がされたため、本市条例においても所要の改正を行うものでございます。

令和7年度税制改正により給与所得控除の最低補償額が55万円から65万円に引き上げられました。

この改正により、一部の被保険者において保険料段階が変わり、介護保険料収入が減少することになります。

その結果、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画において、保険料収入の不足により事業運営に支障が生じる恐れがございます。

この事態を回避するため、制度運営の安定と被保険者負担の公平性を確保しつつ税制改正の影響を可能な限り遮断できるよう、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されました。

具体的には、第10条では、令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方について介護保険料の算定基準となる合計所得金額を税制改正前の基準に基づき算定することを規定しております。

第11条では、令和8年度の保険料率の算定において市町村税の課税・非課税段階の判定に関する取扱いを規定しております。

なお、本条例の施行日は、附則において令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

〔なし〕

**○久米原委員長**

別にないようですので採決いたします。

議案第19号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

#### ○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第27号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）の所管事項について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

#### ○荒槇福祉部長

別冊1、議案書の1ページをお開き願います。

議案第27号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,102万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ335億1,162万7,000円とするものでございます。あわせまして、継続費、繰越明許費、地方債についても補正をするものでございます。

なお、各所管部の説明につきまして、人件費は主に時間外手当などに伴います補正となりますことから、説明を割愛させていただきます。

初めに、福祉部の所管事項についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

第5表、地方債補正の変更です。

上から2段目の保育所等施設整備事業です。

こちらはあすなる保育園の施設整備補助金に係る地方債について、決算見込みにより限度額を3,640万円から170万円減額し、3,470万円とするものでございます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

3段目の箱の2番目、国庫負担金の子どものための教育・保育給付費です。

こちらは歳出の負担金の決算見込みによる補正に伴い、増額するものです。負担割合は国のおおむね2分の1です。

一番下になります。

デジタル基盤改革支援事業費（障がい福祉システム標準化分）です。

こちらは標準化システムへの移行期間分のガバメントクラウド利用料について、国庫補助金を増額補正するものです。負担割合は、国10分の10です。

11ページをお願いします。

国庫補助金の上から1番目。

保育所等整備交付金と、次の保育対策総合支援事業費です。

歳出の決算見込みによる補正に伴いそれぞれ減額補正するものです。負担割合はともに、国2分の1です。

次に、生活困窮者就労準備支援等事業費です。

こちらは平成25年度、生活扶助基準の改定に関する最高裁の判決を踏まえ、保護費の追加支給を行うため、システム改修に対する補助金を増額補正するものです。負担割合は国10分の10です。

次に、出産・子育て応援交付金給付事業費です。

こちらは、出産子育て応援給付金について、令和6年度支給対象者に係る令和7年度の

交付申請及びポイント使用実績に基づき、当該ポイントの3分の2相当額の交付決定を受けたことから、国庫補助金を増額補正するものです。

次に、妊婦のための支援給付補助金です。

こちらは、国庫補助基準額に上限が設定されたことなどに伴い、基準額を超えた事業費分を減額し、あわせて令和7年度の交付を見込んでおりましたポイント使用相当分に対しても交付方針が国から示されたことから減額し、合計1,798万6,000円を減額補正するものです。

次の箱に移りまして、県負担金の3番目、子どものための教育・保育給付費です。

国庫負担金と同様、決算見込みによる補正に伴い、増額補正するものです。負担割合は県のおおむね4分の1です。

一番下の箱。

県補助金の2番目、子どものための教育・保育給付費（地方単独分）です。

こちらも歳出補助金の決算見込みによる補正に伴う増額補正です。負担割合は県2分の1です。

12ページをお願いします。

1番目、保育対策総合支援事業費です。

歳出の保育体制強化事業及び保育補助者雇上強化事業における補助金の決算見込みによる補正に伴い、それぞれ補正するものです。負担割合は、保育体制強化事業が県4分の3、保育補助者雇上強化事業が県8分の7となります。

次に、出産・子育て応援交付金給付事業費です。

こちらにつきましても、国庫補助金と同様に、ポイント使用分に対し、県より6分の1相当額が交付されることから、県補助金を増額補正するものです。

次に、不妊治療費助成事業費です。

こちらは、令和7年度中に県単独の補助金が創設されたことに伴う増額補正となります。

下から3番目の保育所等施設整備事業費返還金です。

こちらは、あすなろ保育園の移転新築に係る令和6年度分の次世代育成支援対策施設整備交付金について、実績に修正が生じたことから、補助金の一部について返還を受けるものです。

13ページをお願いします。

市債の1番目、保育所等施設整備事業債です。

こちらも歳出の補助金の決算見込みによる補正に伴い、補助金のうち市負担分に係る80%相当の地方債についても、減額補正するものでございます。

以上が歳入の説明です。

15ページをお願いします。

歳出でございます。

上から5番目、定額減税補足給付金給付事業（不足額給付分）につきましても、給付金給付事業の支給期間満了に伴い、事業費が確定したため、不用額を減額するものです。

16ページをお願いします。

2段目の箱の2番目、障がい福祉標準化システム運用費です。

こちらは、令和7年10月予定でありましたシステム標準化が令和8年2月に後ろ倒しとなったことに伴う令和7年11月から令和8年1月分までのシステム運用保守費を減額する

ものです。

二つ飛びまして、老人保護措置費です。

こちらは、決算見込みによる養護老人ホームへの措置費不足分を増額するものです。

次に、緊急通報システム運営費です。

こちらは予定しておりましたスポット点検が不要となったことから、電池代及び郵送料、システム保守の経費を減額するものです。

17ページに移ります。

1番目の児童発達支援事業特別会計繰出金です。

こちらは、歳入予算の不足額を増額するため、一般会計から繰り出すものです。

次に、さんさん館管理運営費です。

こちらは、無線LANの構築を予定しておりましたが、ポケットWi-Fiにより対応できましたことから、不用額を減額するものです。

次に、子どものための教育・保育給付費です。

こちらは施設へ支給する給付費について、人事院勧告に伴う国の公定価格の改定により不足が見込まれることから、増額補正するものです。

次に、保育所等施設整備事業です。

こちらは、あすなろ保育園の移転新築に係る整備費に対する補助金について、地域子育て支援拠点事業分と一時預かり事業分を次世代育成支援対策整備交付金として交付するものですが、令和7年度分の決算見込みにより減額するものです。また、令和6年度分の次世代育成支援対策整備交付金について、実績確定に伴い、国庫補助金の過大受入れ分を返還するものです。

次に、保育対策総合支援事業です。

こちらは、保育対策総合支援事業に位置づけられている各事業について、各施設への補助金の決算見込みに対応するため補正をしようとするものです。内訳は、性被害防止対策設備等支援事業について、82万5,000円の減額。業務効率化推進事業について、52万5,000円の増額、保育体制強化事業について、120万円の増額、そして、保育補助者雇上強化事業について、935万1,000円の減額をするものです。

次に、児童手当支給事業です。

こちらは令和6年度の事業確定に伴い、不用額を返還するものです。

一つ飛びまして、生活保護標準化システム運用費です。

こちらは、平成25年度生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、保護費の追加支給に対応するため、システム改修費を増額するものです。

一つ飛びまして、歯科保健事業です。

こちらは、令和6年度事業確定に伴い不用額を返還するものです。

18ページをお願いします。

1番目の、乳児委託健康診査等事業です。

こちらにつきましても、令和6年度事業確定に伴い、不用額を返還するものです。

次に、不妊治療費助成事業です。

こちらは、決算見込みによる不用額を減額するものです。

次に、産後ケア事業です。

こちらは、令和6年度事業確定に伴い、不用額を返還するものです。

次に、精神・難病保健福祉対策事業です。

こちらは、難病見舞金の決算見込みによる不足額を増額するものです。

19ページをお願いします。

2番目のシルバー人材センター援助費です。

こちらは、運営費不足分を増額補正するものです。

福祉部所管の説明は以上でございます。

#### ○久米原委員長

足立健康スポーツ部長。

#### ○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項について説明いたします。

別冊1、5ページをお開きください。

第2表 継続費補正で1番目、高齢者福祉計画等策定業務委託費です。

龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画に係るアンケート調査分析業務委託の契約額確定に伴い、減額補正するものでございます。

6ページです。

第3表 繰越明許費補正です。

1番最後、たつのこアリーナ管理費です。

ニューライフアリーナ龍ヶ崎のプール設備であるポンプ更新及び三方弁交換工事において入札が不調となり、再度の発注となることから年度内の完了が困難となるため、繰越明許費を設定するものです。

なお、入札不調後、設計内容等を確認の上、再発注し、1月29日に入札が行われ契約を締結しております。

続いて、歳入です。

10ページをご覧ください。

上から3番目、国民健康保険基盤安定等です。

今年度の交付額確定に伴う国庫負担金の減額です。

一つ飛びまして、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費です。

新型コロナワクチン接種後の副反応疑いによる健康被害救済制度の認定を既に受けている4名分の医療費及び医療手当の追加給付に対する10分の10の国庫負担金になります。詳細は、歳出において説明いたします。

11ページです。

下から5番目、国民健康保険基盤安定等です。

国庫負担金同様、今年度の交付額確定に伴う県負担金の減額です。

その下、後期高齢者医療保険基盤安定等です。

今年度の交付額確定に伴う県負担金の減額です。

12ページです。

下から2番目、たつのこフィールドネーミングライツ収入です。

龍ヶ崎市陸上競技場たつのこフィールドにおいて、つくばの里工業団地に立地するA Iメカテック株式会社との間で、令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間、命名権料1,000万円のネーミングライツ契約を締結したことに伴い、本年度に納入いただきます1年分の命名料を計上しております。

続いて、歳出です。

16ページをご覧ください。

2番目、国民健康保険事業特別会計繰出金、一つ飛んで介護保険事業特別会計繰出金、その下、後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。

それぞれの特別会計の収支差引きの調整です。

1番最後、高齢者福祉計画等策定費です。

先ほど継続費の補正で説明させていただきましたが、第10期介護保険事業計画に係るアンケート調査分析業務委託の不用額の減額となります。

17ページです。

1番最後、後期高齢者人間ドック助成費です。

人間ドック助成者の増加による増額です。

18ページです。

上から5番目、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業です。

新型コロナワクチン接種後の副反応疑いによる健康被害救済制度の認定を既に受けている4名の方の医療費及び医療手当について、国からの給付額の内示に基づき、対象者に給付を行うため、補正予算計上をするものでございます。今回の給付は、令和6年9月から令和7年6月末までにかかった医療費及び医療手当になります。

23ページです。

上から3番目、プロスポーツ連携事業です。

昨年度までTOKIWAスタジアム龍ヶ崎で開催していた日本ハムファイターズのイースタンリーグ公式戦が未開催となったことにより、関連予算を減額するものでございます。

その下、総合運動公園等管理運営費です。

総合運動公園ほか16施設の管理運営に関する指定管理料のうち、精算対象となる光熱水費を決算見込みに応じて減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○久米原委員長

荒槇福祉部長。

#### ○荒槇福祉部長

私、1ページの冒頭に説明間違いをしたため、訂正をさせていただきます。

1ページをお開きください。

「この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,002万8,000円を追加し」と申し上げてしまいました。ここは「減額し」という説明が正しい説明でした。

訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

#### ○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤光秀委員。

#### ○後藤光秀委員

すみません、1点だけ。

18ページの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業についてなんですけども、4名の方の主症状の内容ってのはどんな状況なのかお聞かせください。

#### ○久米原委員長

飯倉医療対策課長。

#### ○飯倉医療対策課長

4名の方ですが、まず、お一人がてんかん発作の疑いで認定された方、そしてもう1人がI g a血管炎により認定を受けている方、そして、あと2名が左上肢の末梢神経の障がいということで認定されてますが、保健師の方から年2回ほど症状の確認とかをしますが、その後特に大きな変化はないというふうに聞いております。

以上になります。

○久米原委員長

後藤光秀委員。

○後藤光秀委員

はい、ありがとうございます。

今、回復されてきてるってことでよろしいんですか。

○久米原委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

はい、てんかんの方とかI g a血管炎の方、日常生活の方は普通にされてまして、仕事なんかもされてるんですが、薬の内服治療とかが継続になっているということで、そういう意味では回復されてきているということになるかと思えます。

あと、お二人についても、同じく、2か月とか3か月に一遍の通院とか、薬をもらってるとかそういう形ですんで、回復の傾向だと考えております。

以上です。

○飯倉医療対策課長

後藤光秀委員。

○後藤光秀委員

はい、ありがとうございました。

今回4名の方々の医療費ということなんですけども、ほかにちょっとお聞きしたかったのは実際申請して認定されなかった方っていうのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○久米原委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

はい、令和3年からこれまで合計で、当市では14件の申請を受け付けております。

そのうち9名の方が認定されてまして、3名の方が否認ということで認定されなかった。あと2件は現在まだ進達中で審査決定を待ってる形ということになります。

以上になります。

○久米原委員長

後藤光秀委員。

○後藤光秀委員

すいません、もう1回確認ですけど、3名の方が認定されなかったっていうことなんですけども、その3名の方ってちなみにどんな症状だったのかとかって分かりますか。

また、その認定されなかった、おりなかった方っていうのは、何の対応もされないっていうことなんですか。それだけ確認させてください。

○久米原委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

3名の方の申請の理由ですが、お一人は帯状疱疹で、もう1人が心室性期外収縮、もう1人がI g a腎症ということになりますが、認定されなかった主な理由ですが、接種と発症までの間に期間があったため、必ずしも接種によるものではないというような認定をされたという形です。

あと、これは非認定になった場合ですね、一応、県の方に審査請求をすることができることになっております。ただ、それが期限がありますので、今のところそういう審査請求が上がったことはないということです。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

すいません、1点。

11ページの上から3つ目の丸なんですけど、生活困窮者就労準備支援等事業費、これもう一度ちょっと詳しく教えていただけますか。

○久米原委員長

松本保護課長。

○松本保護課長

はい、それでは歳入の11ページの上から3段目、生活困窮者就労準備支援等事業費と、あと歳出のほうで17ページの委託料、生活保護標準化システム運用費、委託料です。

こちらの詳細なんですけども、生活保護費のうち、食費などの日常生活の費用に充てられます生活扶助の基準額が、2013年から15年、これは平成25年から平成27年、「ゆがみ調整」、一般の低所得世帯との均衡を図るものと、「デフレ調整」、デフレ傾向を踏まえた物価による調整という方法で減額されました。

最高裁の方で、昨年6月、一般の低所得世帯との均衡を図ります「ゆがみ調整」は違法とせず、厚労省独自の指標で物価下落を反映させました「デフレ調整」は生活保護違反としたものです。

違反とされたデフレ調整の方につきましては、4.78%減額したところだったんですが、今回は消費実態に基づいた調整、2.49%の減額とし、差額分2.4%の水準で一律に当時の保護者に生活保護費、生活扶助、一時扶助として給付を実施するものです。そのための改修費用となります。

以上です。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

はい、ご丁寧にありがとうございます。

市の中にその対象者の方っていうのは今もいらっしゃるんですか。

○久米原委員長

松本保護課長。

○松本保護課長

これは、システムが出来上がる前に私の方で簡単に試算をしてみたんですけども、平成25年8月から平成30年9月までいられたのが、現状保護世帯のほうは611世帯あるんですけども、このうちの305世帯が該当になります。

○久米原委員長

山宮委員。

○山宮委員

了解しました。ありがとうございます。

平成のことなので、今、最高裁の方で決まったことで、これはまた予算化しなきゃいけないということで、よく分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○久米原委員長

ほかにありませんか。

石嶋委員。

○石嶋委員

すいません、1点だけ。

聞き逃したかもしれないですけど、23ページの丸三つ目、プロスポーツ連携事業、こちら日ハムのイースタンリーグの試合が未開催になったということで減額となっているんですが、開催しなかった理由っていうのは何だったんでしょうか。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

はい、イースタンリーグを日本ハムファイターズの方が主催ということで、これまで招致してたんですけども、暑さ対策の部分で、やっぱりロッカールームがちょっと小さいので、今までは外にテントをつくって、そこにスポットクーラーとか扇風機とかそういったものを設置していたんですが、やっぱりそれだとなかなか、選手の、日中の試合なので、暑さ対策ということで、令和7年度については未開催という形になりました。

以上です。

○久米原委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

暑さ対策ということで未開催ということは、ちょっともう逆に言うと、ちょっとごめんなさい、ここの補正予算とちょっとずれてしまうかもしれないけど、対応できなければ今後試合をしてもらえないっていうことなんですかね。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

はい、現状では日本ハムファイターズについてはちょっと難しいかなというふうに考えております。

○久米原委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

ちょっと寂しいですね、何か。

牛久はたしか開催されてたと思うんですが、逆に言うと、牛久市さんはそれに対する対応ができていうちは対応できてなかったということで未開催になってしまうというような考えになると思うんですよ。

○久米原委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

はい、牛久も当市と共同開催ということで土曜日、日曜日と連続でやったんですけど、牛久も同じような形で今年度開催できないという状況です。

○久米原委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

分かりました。

結構楽しみにしていらっしゃった方も多し、あと私はすごくいい事業だと思ったんですけど、ちょっとそういう理由で開催できないのであれば、開催時期をずらすとか、あと本当に予算がかかってしまうかもしれないけど、できる限りそれに対応できるようなことをしていただいて再度できれば本市で開ければいいなと思いますので、是非とももう一度、いろいろと考えていただければと思います。

以上です。

○久米原委員長

ほかにありませんか。

[なし]

○久米原委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第27号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第28号 令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

別冊1の31ページをご覧ください。

議案第28号 令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億6,754万7,000円とするものです。

36ページをご覧ください。

歳入です。

はじめに、1 枠目、一般被保険者国民健康保険税です。

1 番目、一般被保険者医療給付費分現年課税分、次の一般被保険者後期高齢者支援金分現年課税分、次の介護納付金分現年課税分は、直近の決算見込みによる現年課税分の増額です。

次の枠、一般会計繰入金です。

下から2 番目、国民健康保険事業職員給与費等繰入金は、職員給与費の補正による増額です。それ以外は、決算見込みによる補正です。

37ページです。

国民健康保険支払準備基金繰入金です。

国民健康保険税及び職員給与費等を繰入金を除く一般会計繰入金の補正分との差額による減額です。

歳入については以上で、歳出につきましては、職員給与費のみの補正となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔な し〕

**○久米原委員長**

別がないようですので採決いたします。

議案第28号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔な し〕

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第29号 令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

**○足立健康スポーツ部長**

43ページを御覧ください。

議案第29号 令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億6,430万2,000円とするものです。

48ページをご覧ください。

歳入です。

1番目、介護保険事業職員給与費等繰入金です。

一般会計の歳出、介護保険事業特別会計繰出金の46万7,000円の特別会計での受入れ項目です。

歳出につきましては、職員給与費のみの補正となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔な し〕

**○久米原委員長**

別がないようですので採決いたします。

議案第29号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔な し〕

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第30号 令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

53ページをお開きください。

議案第30号 令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第4号）についてです。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,812万7,000円とするものです。

58ページをお開きください。

歳入です。

1番目の障がい児通所給付費収入です。

こちらは、決算見込みによる給付費収入を減額補正するものでございます。

次に、児童発達支援サービス事業費繰入金です。

こちらは、給付費の減収分及び人件費の増加に伴い、その不足分を一般会計から繰り入れるものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔なし〕

○久米原委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第30号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔なし〕

○久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第31号 令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

63ページをご覧ください。

議案第31号 令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,100万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,296万8,000円とするものです。

68ページをご覧ください。

歳入です。

1番目、後期高齢者医療保険料特別徴収現年度分及び次の後期高齢者医療保険料普通徴収現年度分は、決算見込みによる現年度分の増額です。

3番目、保険基盤安定繰入金は、決算見込みによる減額です。

その下、後期高齢者医療広域連合納付金繰入金は、この後出てまいります後期高齢者医療広域連合納付金精算金の増額補正分をここで減額調整するものです。

その下、後期高齢者医療事業職員給与費等繰入金は、職員給与費の補正による増額です。

1 番最後です。

後期高齢者医療広域連合納付金精算金は、令和6年度の納付金精算金の受入れ項目です。

続いて歳出です。

69ページをご覧ください。

3 番目、後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入で説明した後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金の補正に伴う後期高齢者医療保険料等納付金の増額です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○久米原委員長**

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[な し]

**○久米原委員長**

別にないようですので採決いたします。

議案第31号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[な し]

**○久米原委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、健康福祉委員会を閉会いたします。